

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1959号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(認定等) 第4条 (略) 2 任命権者は、扶養親族たる子（一般職員給与条例第16条第3項及び市町村立学校条例第17条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は一般職員給与条例第16条第2項第2号若しくは第4号若しくは市町村立学校職員給与条例第17条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が <u>22歳に達する日以後</u> の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる子で <u>15歳に達する日後</u> の最初の4月1日から <u>22歳に達する日以後</u> の最初の3月31日の間にある子でなかった者が当該期間にある子となつた場合については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。 3～6 (略)	(認定等) 第4条 (略) 2 任命権者は、扶養親族たる子（一般職員給与条例第16条第3項及び市町村立学校条例第17条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は一般職員給与条例第16条第2項第2号若しくは第4号若しくは市町村立学校職員給与条例第17条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が <u>満22歳に達した日以後</u> の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる子で <u>満15歳に達する日後</u> の最初の4月1日から <u>満22歳に達する日以後</u> の最初の3月31日の間にある子でなかった者が当該期間にある子となつた場合については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。 3～6 (略)

第2条 扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(扶養親族の範囲) 第2条 一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) (略) (2) 年額130万円以上 <u>(18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)</u> の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) (略)	(扶養親族の範囲) 第2条 一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) (略) (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) (略)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の扶養手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。